

## 会員連絡

### ○健康食品管理士資格の在り方の大きな変革について

#### 1) 健康食品管理士の資格の在り方に関する基本案について

2月22日（金）に開催されました理事会において、大筋次のような大変革を行うことが決定されました。その事情に関しては今回発送されます会報8（2）の「健康食品管理士資格の本格活用に向けて」の記事の中にもふれてありますが、要点は次の通りです。

①健康食品管理士の資格を維持するためには、健康食品管理士会会員でなければならない。すなわち、管理士会の会報を通し、絶えず新しい情報をキャッチできる環境があれば健康食品管理士を名乗ることができます。

②従来施行していた更新試験を受験し、さらに研修会に所定回数以上参加し、いわゆる5年後の更新が可能となった人は、上級健康食品管理士の名称を付与いたします。なお、既に5年の更新期間を終了している人は自動的に上級健康食品管理士として認定いたします。

③健康食品管理士、および上級健康食品管理士の方には毎年会員カードを送付します。

#### 2) スキルアップ研修システムの構築について

会員が、食と健康食品の問題等のある部分に特化したスキルアップ研修ができるシステムを構築し、近日中にアクセスできるようにいたします。その主な分野は健康食品素材情報力、食品品質管理力、臨床検査知識力などの分野を基礎から学べるようにする予定です。

※詳細は決定次第ホームページに掲載し、会報8（3）7月号の会員連絡でご案内します。